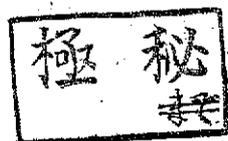


秘密指定解除

外交記録・情報公開室



## 日韓請求権問題に関するメモ

昭 3 6. / 1. 6.

条約局法規課

1. 平和条約第 2 条及び第 4 条にいう「請求権」  
の内容

平和条約第 2 条において日本国が放棄した権利、権限及び請求権とは、同条の各地域そのものに対して日本国が国際法上有する主権及び主権から直接発生する一切の権利（第 2 条 (d) 項の旧委任統治地域の如く主権そのものに到らない地域については、これに準ずる権利）をいう。

（この字句は一切の主権的権利を意味するため一体として使用されているので、権利権限及び請求権のそれぞれの意味は多少重複があるが、強いてその内容を分ければ、(1)「権利」とは当該地域に対する施政権など、(2)「権限」とはこれら権利の根拠となつている領土権、委任統治権など、(3)「請求権」とはこれらの権利、

権限の存在から発生する主権的請求権を  
さすものである。)

これに対して、第4条にいう日本国及びその国民の請求権（ならびに第2条地域施政当局及び住民の請求権）とは、(1)日本国が国際法上の発生原因に基いて有する国の直接請求権（日韓間に關係なし）ならびに、(2)日本国及びその国民が（私法上の主体として）有する財産権及びこれに伴う私的請求権の一切（これら私的請求権が国際法上の発生原因に基いて国の請求権に化体した場合の国の請求権を含む）をさすわけである。

（注 第2条、第4条の場合とも英語では、  
claim と呼ばれるが、仏語では révéndi-  
cation, réclamation の別があり、平和  
条約上も区別して規定されている。）

## 2. 平和条約第4条(a)項と同条(b)項の関係

第4条(a)項は、第2条地域にある財産及び請求権の処理を日本国と「現にこれらの地域の施設を行なっている当局」との間の特取極の主題とする旨規定しており、朝鮮の場合、北鮮部分については北鮮当局、南鮮部分については大韓民国政府とかかる取極を行なう義務があるのではないかとの疑問が生ずる。しかし、後記3.にのべるとおり、平和条約第21条の受益国としての朝鮮として第4条を援用しうるのは国連決議により認められた同法政府により代表される大韓民国に限られており、北鮮当局は第4条を含む平和条約のいかなる規定からも受益を主張しうる立場にない。(但し、このことは大韓民国政府が北鮮地域の請求権についても朝鮮を代表しうることを意味するわけではない。第4条(a)項の「現に施政を行なっている当局」という字句からみれば、大韓民国は現に施政を行なっている地域たる南鮮部分の請求権についての

みしか取極を行ないえないと解すべきである。従つて、平和条約上は北鮮に関する請求権処理の根拠となる規定はないが、このことは、日本が平和条約枠外において北鮮当局と請求権処理の取極を行なうことができないということではなく、わが国が北鮮承認の意思を有するならば理論的には北鮮とのかかる取極も可能である。)

また、第4条(b)項は、朝鮮については米国の軍政下にあつた南鮮のみに関するものであるから、北鮮当局と同種取極を結ぶ場合、北鮮側が同項に基づき日本財産帰属の主張をなしえないことはいうまでもない。

### 3. 平和条約にいう朝鮮と大韓民国との関係

平和条約第2条(2)項によつて、わが国は、「朝鮮の独立を承認し」たが、これは朝鮮半島がわが国から地域的に分離した事実を認めたとどまらず、同半島に成立した新国家に法律上の承認を与えたものである。この場合新国家を代表する政府として考えられているのは、1948年の国連総会決議に述べられた如く、自由選挙が行われた朝鮮の部分に「実効的な支配と管轄権を及ぼす」唯一の合法的政府たる性格を有する大韓民国政府であり、従つて、同条約第21条の受益規定によつて利益を受けることができるのは、このような合法政府によつて代表される大韓民国政府であると解される。(この点はサンフランシスコ平和会議において、ダレス米国代表も次の発言により同一の解釈を明らかにしている。

「(平和条約)第21条は朝鮮(Korea)のための特別規定であります。大韓民国

( Republic of Korea ) は、朝鮮 ( Korea ) が日本と戦争状態になかったという理由だけで本平和条約に署名しないのであります。、、、本条約により、連合国は朝鮮 ( Korea ) のために日本からの独立の正式承認と朝鮮 ( Korea ) にある非常に莫大な日本財産の朝鮮 ( Korea ) への帰属の承諾とを獲得いたします。朝鮮 ( Korea ) は戦後の通商、航海、漁業及びその他の商業取極においては連合国と同格の地位に立つてありましょう。このように本条約は色々な点で朝鮮 ( Korea ) を一連合国として取扱つていたのであります。

すい

日韓請求権問題解決要綱  
と関係する件

36. 11. 6  
北東アジア課

日韓合議の諸懸案中請求権問題は  
韓国側が特に重視している。同係上  
~~案件~~

朴正熙最高会議議長の来訪の機会に、  
先方は必ずこの問題を取上げたいと苦へらんの  
おおむね、~~要綱~~の解決  
下記の方針により対応する  
ことと教いたし。

(1) さきに来日した韓国合裕興経済企



(212)

~~2億ドル、いわゆる経済協力2億ドル、~~

~~計4億ドルの<sup>程</sup>收拾するのが重要だ~~

~~ありと<sup>あり</sup>思料<sup>が</sup>されたが、<sup>おぼろ</sup>外議長との合~~

~~議においでは、上記2億ドル+2億ドル~~

計4億ドルの<sup>若</sup>着せしめと目途。

上記のラインにおおむね2億ドルに  
近づけるかの考案を切出すとの  
数字を示すことになった。

~~あり~~

(2) (1) ~~の~~請求権の処理については、その

基礎となる各項目の数字、金額<sup>の</sup>が~~あり~~

今後の合議<sup>末</sup>におい<sup>て</sup>事務的<sup>に</sup>の~~り~~を~~合~~  
議<sup>を</sup>を

結<sup>つ</sup>て<sup>は</sup>~~あり~~の~~り~~あり~~の~~あり~~の~~あり

1) 昭和五年、志願地心算に際し、段階に到つて  
お5.5心算にあり、本件、~~お5.5心算~~に程  
の金額を算出し、算出した  
但し、了算の結果、~~僅500万円~~

~~お5.5心算~~  
に充分根據あり、是れを以て、場合念はよ、いが  
~~根據~~、說明困難の場合には、この部分下列  
付、世産政府補助とす、之れも、あり得る

2) 上記、前本取の文に、此に、加、い、け、申、延、滞  
拂、力、心、算、對、し、本、田、新、穀、と、隨、同、條件  
に、お、540、萬、(1.5、億、円) の、債、款、を、  
提供、する





5千万ドル)の借款を供与する。

3. なお、現在日韓オープンアカウントには

4,572万ドル余のいわゆる焦付債権が

あるが、これの処理方法としては次の

三案が考え得る。

(a) 焦付債権 4,572万ドルはインドネ

シアの場合の如く帳消しにする。

(b) 焦付債権 4,572万ドルは韓国側

に支拂おしめることとし、その代りわが

方が請求権として(或いは~~請求権~~

~~無償援助~~として)支拂う金額

は ~~4,572万ドル~~ ( ~~4,572万~~ ) 4,572万

トル) { 加える.

極秘  
まで

大臣  
次官

何

日韓請求権問題解決要綱  
に関する件

36.11.7.

~~36.11.6~~

~~北東727課~~

日韓合談の諸懸念中、請求権問題

は、韓国側がとくに重視している関係上、

朴正熙最高会議議長来日の機会に、先方は必ずこの問題を取り

上げるものと考えられるので、概ね

下記の方針により対処するものといた

した。

1. 先日来日した 金裕澤 経済企画

院長は、先方の要求する線として

5億ドルを主張したが、<sup>韓国側は</sup>（最低）に

おいては 5億ドルくらいを考えている

のではないかとこの情報がある。

他方 わが国戦後の賠償の例

に徴すれば、ウエトナムを除けば

ビルマに支払う2億ドルが最低で

あり、しかも現にこの増額が問

題になっている。

従って、日韓請求権問題の解決に

当らつては、両国間の過去、現在の

特殊かつ緊接な関係に照らし

(~~本無償~~ <sup>経済援助</sup> ~~贈與~~)

会社

~~究極的には、請求権の処理として~~

~~2億ドル、以内の経済協力として~~

~~2億ドル、計4億ドル程度にて収拾~~

~~するものが妥協であらうと考へられるが、~~

~~朴議長との会談において、下記の~~

~~ポイントにより、大体3億ドル程度の~~

~~教条を示すこととした。~~

2. (1) 請求権の処理については、その

基礎となる各項目の教条金額等

につき、未だ事柄的検討を終つていない

ので、明確な結論を出しうる段階に

~~達約可能な無償経済援助~~

至っていないわけであるが、~~大体1億~~

~~5千万ドル程度の金額を安易に~~

~~与える。~~

~~(即ち) 事務的検討の結果、1億~~

~~5千万ドルに十分根拠ありと認めら~~

~~れた場合ばかりか、説明困難の場合~~

~~には、その部分だけは無償経済援助~~

~~を考慮する。~~

~~とすることもあつた。~~

(2) 上記請求権の処理に加え、いあゆ

る経済協力として、対インド円借款

とほぼ同等条件にて、~~40億円(1億~~

~~5千ドル~~の借款を供与する。

3. なお、現在日韓オープンアカウントには

4572万ドル余のいわゆる焦付債権が

あり、これは韓国側としては返済する

意図はないものと認められるが、韓国

(<sup>総債</sup>世債援助基金)

側が国内関係で請求権の金額の増

加を望むならば、韓国側としてこれ

の返済を確約せしめ、<sup>1.643</sup>上での請求権の

金額を ~~5000万ドル~~ 増額することも一つの

考え方である。

4. 請求権問題の解決は漢業問題  
の同時解決を当然の前提と  
するものがある

5. 請求権問題については今次会談に<sup>能</sup>施<sup>能</sup>否

~~何等かの譲渡に~~

何等かの合意を以て

場合には <sup>その内容が</sup> 外部に

~~対して~~ 絶対に決

定 <sup>5...</sup> する 双方に於

て ~~注意~~ 厳重に 注意する等。

極 秘  
~~秘~~

日韓請求権問題解決要綱  
に関する件

36. 11. 7

日韓合談の諸懸案中、請求権問題  
は、韓国側がとくに重視している。  
関係上、朴正熙最高会議議長来日の  
機会に、先方は必ずこの問題をとり  
上げるものと考えられるので、概ね  
下記の方針により対処することと  
いたしました。

先に来日した金裕澤経済企画院長

は、先方の要求する線として、8億ドル  
を主張したが、韓国側は最近におい  
ては5億ドルくらいを考えているので  
はなにかとの情報がある。

他方、わが国戦後の賠償の例に  
徴すれば、グイエトナムを除けば  
ビルマに対する2億ドルが最低で  
あり、しかも現にこれの増額が  
問題になっている。

従って、日韓請求権問題の解決に  
当たっては、両国間の過去、現在の

特殊かつ密接な関係に照らし、究極

的には、請求権の処理（無償経済

援助を含む）として2億ドル、いわゆる

経済協力として2億ドル、計4億

ドル程度にて收拾するのに妥当と

認められるが、林議長との

合談においては、下記のラインにま

大体3億ドルくらいの数字を示す

こととした。✓

2. (1) 請求権の処理については、その

基礎となる各項目の数字、金額等

はつき 未だ事務的検討を終わっていな

いので、明確な結論を出し得る段階

に至っていないわけであるが、~~適当な~~

~~名目による無償贈与を含めて、大体~~

~~1億5千万ドル程度の金額を乞ふなり~~

~~と乞ふ。~~

~~（おたがひ、事務的検討の結果~~

~~1億5千万ドルが十分根拠ありと~~

~~認められた場合もよいか、説明困難~~

~~の場合には、その部分だけは無償経~~

~~済援助を乞ふた。~~

(2) 上記請求権の処理に加え、いわゆる  
経済協力として、対インド円借款と  
ほぼ同条件にて、~~40億円~~ (1億  
~~5千万ドル~~) の借款を供与する。

3. なお、現在日韓オープンアカウント  
には、4572万ドル余のいわゆる  
無償債権があり、これは韓国側として  
は返済する意図はないものと認めら  
れるが、韓国側が国内関係で請求権  
(無償経済援助を含む) の金額の増大  
を望むならば、韓国側としてこれの返

済を確約せしめた上で、いわゆる請求  
権の金額を ~~5千ドル~~ 増額すること  
も一つの考え方である。

4. 請求権問題の解決は領土問題  
の同時解決を当然の前提とするもの  
である。

5. 請求権問題につき今次合談におい  
て何等かの合意をみた場合には、  
その内容が外部に絶対に洩らさない  
よう、双方において厳重に注意する  
こと。

秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

極 秘

館長符號板

電信写

総第	32834	号	昭和	36	年	11	月	7	日	00	時	30	分	発	
機	合	第	2163	号	館長符號板	主管	北								
大	臣	官務長													
政	務	次	官												
事	務	次	官												
外	務	審	議	官											
官	房	長	情	務	長										
在	末尾のとおり(3/公館長)宛										小	坂	大	臣	大臣宛
転	在													宛	
件	名 最近の日韓関係通報の件														
(以下別紙)															

本電の保管及バラ  
： 敬重にされたい

往還名簿 / 370号に訂し

日韓関係の最近の経緯次のとおり。貴使お含みまで。

1. 韓国政府は、9月上旬、金裕沢 (Kim, Yu Taik) 経済企画院院長 (副總理格) を訪日せしめたが、同院長は日本政府首脳との会談において、軍部政權としては再開後の日韓会談が首尾よく妥結することを期するため、再開前に達しい問題につきある程度了解に達しておきたいとて日本側で請求権問題にて支払いうる総額を示すよう要請した。これに対し、当方よりは、日本側としても請求権についていずれかの段階において政治的解決を図る必要のありとは思っているが、多くの点について未だ事務折衝がすすんでいない現段階で、具体的金額をいうことはできない。いずれにしても、日本側が請求権として認めうるものは少額にすぎざるべく、それだけでは韓国側が満足しないと思われるので、日本が韓国の経済建設に協力するという観点に立ち、請求権と経済協力の二本立てで問題を解決したいと答えた。結局、今後政治折衝と事務折衝を平行して進めるということでは意見の一致をみた。

2. 10月20日より第6次日韓会談が開催されたが韓国政府は、10月末に至り、金鍾泌 (Kim, Jong Pil) 中央情報部長 (朴正熙 (Pak, Chung Hui) 議長の片腕として強力な実権を掌握している人物) を日本に派遣し、

岡部長は池田総理との会談において、朴議長訪米の往來東京で池田総理と会見し、日韓会談の大きな問題について意見の一致をみうるようにとり運びたく、そのため先ず日本から然るべき人を総理の代理として韓国に派遣され、朴、池田会談を成功させるためのあらゆる話し合いをするようにとり計らわれたいと申し入れた。

3. 日本側としては、韓国側から2回におたり有力者が来日したことでもあり、日本側も会談の早期妥結に強い熱意を有する旨を韓国首脳に伝えるため、適当なる人物を訪韓せしめることとし、11月2日から4日まで杉首席代表がソウルを訪問した。杉代表は、ソウルにおいて、朴議長と会見、同議長を「総理の賓客」として日本に招待し、話し合いの旨の池田総理の書簡を伝達したところ、韓国側は、今次会談を是非とも最終の会談とし、妥結させるようにすること、および、朴、池田会談においては双方から具体的な案をもち寄り、原則的な了解に達するようにすることの2点につき日本側の保証を求めた上、朴議長の訪日招待を受諾した。

4. 朴議長一行は11日夕刻羽田着、1泊の上、12日夜米國へ向け出発の予定であり、12日午前池田総理との会談を予定している。わが方としては、同会談において兩國首脳間に原則的な意見の一致が成立し、これを契機と

して日韓会談の早期妥結への途がひらけることを期待し、  
目下準備を進めている。

本電宛先 アメリカ、国連、カナダ、アルゼンティン、ブラジル、  
チリ、連合王国、フランス、ドイツ、イタリア、オ  
ランダ、スウェーデン、スイス、寿府代表、ベルリ  
ン、オーストリア、ソヴェト連邦、ビルマ、セイ  
ロン、中華民国、インド、インドネシア、マラヤ、  
パキスタン、フィリピン、タイ、ヴェトナム、香  
港、オーストラリア、アラブ連合、トルコ

昭三六、一一、一〇  
明十一日池田総理の記者会見資料

## I 日韓関係

### 1. 日韓会談に臨む基本的態度如何。

韓国軍部政權は8月12日、民政移管計画につき声明を發表、これと前後して、内政面では經濟の建設、民生の安定、また外交面では日韓関係の早期正常化等に施策の重点をおくことを明らかにし、8月末に至り、わが方に対し正式に日韓会談の再開を申入れてきた。日本側としては、この韓国側の申入れに応ずるとの方針をきめ、10月20日より第六次日韓全面会談が開かれている次第である。

会談に臨む日本側の基本的態度としては、今後とも諸懸案に対する所要の事務的折衝を続行するとともに、これと並行して必要

に感じ、政治折衝をも行ない、出来るだけ  
早期に会談の妥結、国交の正常化を実現し  
たいと考えている。

2 池田・朴会談に臨む首相の腹づもり如何。

私は、去る11月2日韓国を訪問した杉道助氏に托し、米國訪問の途次私の賓客として日本に立寄られるよう招請する朴正熙議長あての書簡を送つたところ、同議長は私のこの招請を快く受諾し、11、12の両日、日本を訪問されることとなつた。

私は、朴議長との会談において、当面の日韓会談の進め方並びに今後久しきにわたる日韓両國の友好親善關係の確立について、胸襟を開いて話し合いたいと思つている。もとより日韓会談の複雑な内容にかんがみ、このように朴議長と私との一回の会談をもつて、すべてを全面的

的に解決するのを期待することは無理であるが、このたびの会談を契機として、日韓会談の妥結、両国国交の早期正常化の途が大きく開けるようになれば、私としてこれに過ぎる喜びはないわけである。

### 3. 日韓関係正常化に伴う国際的、国内的影響をどう見るか。

政府が日韓会談を行なう目的は、隣邦韓国との間に、漁業問題、請求権問題をはじめとする重要諸懸案を速やかに解決し、友好関係を確立せんとするためである。韓国政府は、2500万に近い国民を現実にはその支配下においており、米、英、アジアの国々その他世界の30数カ国から承認されているので、日本としてもこの政府との間に懸案を解決し、外交関係を樹立することは、現在の不安定な日韓関係を続けることにくらべて、はるかに望ましいものと考えられる。また、国内的にみても、戦後16年来解決のままであつた隣邦韓国との関係の正

常化は日本国民全体に対し大きな安定感を与えらるものと思われ、とりわけ西日本の漁業関係者にとつて日韓間の漁業問題<sup>の解決</sup>は大きな意義があり、他方、在日韓国人にとつてもその地位が安定することになるのでこれまた少なからぬ意義があるものと考えている。

4 反対運動や慎重論に対する認識如何。

日韓会談を進めるに当つては、内外諸般の事情を十分念頭におき、慎重な態度をとるべきであるということについては、私も全く同意である。

他方、日韓会談に反対している人々の中にも、その反対の根拠はいろいろ異つてい  
るものがあるようである。そのうち、共産  
陣営の対日宣伝をそのまま受け売りして、  
反対のための反対を行なつている勢力は論  
外であるが、真にわが国の利益及びアジア  
の安定と繁榮とを考へて日韓関係の在り方  
につき種々の意見を述べられる方々に対し  
ては、その意見を傾聴すると同時に、日韓  
関係早期正常化を志す政府の考え方につき

今後ともあらゆる機会を捉えて納得のいく  
よう説明を行ない、このよりを活発にして  
隔意のない意見の交換を通じてこの問題に  
対する国論の統一をさらに図つて行きたい  
と念願している次第である。

よ 韓国側の請求権とは一体何をいうものか。

一般請求権問題とは、サンフランシスコ  
平和条約第4条に基づき、日韓間の請求権  
問題を解決することである。

韓国側は

- 朝鮮銀行を通じて持ち出された地金銀
- 194<sup>5</sup>年8月9日現在の郵便貯金、  
国債貯蓄債権
- 同日以降韓国内の銀行から引出された  
預金額
- 8月9日以降朝鮮から送金された金員
- 朝鮮銀行等韓国に本社本店のあつた法  
人の在日財産
- 韓国にあつた日本系通貨
- 韓国人徴用労働者の未収金ないし補償金

等を請求している。

日本側としては、韓国にあつた日本の財産を処理したところの1945年12月6日付在朝鮮米軍政府法令第33号の法的効果の時間的、地域的問題及びわが方の在韓財産の処理の効力を平和条約第4条により承認した事実は、韓国の日本に対する請求権の決定に当つて当然考慮されるところといわゆる米国解釈もあり、これらの点につき韓国側と論議を続けている次第である。

現在、第6次日韓会談においては、韓国側提出の請求内容の事実関係確認と前述の法律問題に関する討議を行なつている。

△ 韓国に対し経済協力を行なう意思ありや  
いなや

政府としては、従来より日韓間の経済協力の問題は、請求権処理の問題とは別個の問題として扱つて来ているが、現在の日韓会談が順調に進行し、正式国交の樹立、友好関係の確立の見通しがたつような段階になつたならば、韓国経済の発展に日本として応分の寄与をするという趣旨から、対韓経済協力を推進することを考慮すべきであると考えている。

7. 韓国側は李ラインは廃止しないといつて  
いるがどう思うか。

韓国内には依然として「李ライン」の撤  
回に反対しているものもあるようであるが、  
韓国側としても、日韓間の話し合いにより、  
漁業資源の保護と日韓両国漁業の共存共栄  
が確保されることになれば、「李ライン」  
をあくまで固執するようなことはないと確  
信している。

日本政府としては、すみやかに漁業協定  
を締結することにより問題の円満解決をは  
かるべく鋭意努力している次第である。

よ 如何なる条件が整つた場合に日韓関係は正常化されるのか。正常化したら如何なる条約が締結されるか。

日韓間に存在する諸懸案をすべて解決した上で、国交を正常化するのが常道であり、出来る限りそうしたいと考えている。しかしながら、今後の会談の進展次第では、懸案の相当部分が解決すればそこにおいて国交を正常化し、正規の外交関係を結んだ上で残余の問題の解決について話し合いを続けるというのが実際に即した行き方ということになるかもしれない。

日韓会談が妥結した場合、基本条約の如きものを作るかどうかは現段階では決定していないが、いずれにせよ漁業協定や在日

韓国人の法的地位に関する協定などは将来  
にわたつて日韓間に存続するものと思われ  
る。

極秘  
まで

柳谷君に送る

杉山 公  
鶴田 光  
池田 忠  
佐本 四

宇山密議官

北東アジア課

池田 朴会談後の事態における  
日韓会談の進め方  
(伊周局長指示事項)

21 11 13

北東アジア課

① 池田 朴会談の概要につき 伊周局長より

次のように説明があった。

(1) 会談後 池田総理は 大変喜ぶよう

「99パーセント 成功した」といっておられた。

話合いは 大体わが方で考えていたとおりに

に進み、請求権は 少額だとするようです。

かつ 決意までに時間がかかり、これを

経済協力により 補うという事で、大体

意見が一致したようである。朴議長が

これでよく満了したと思うが、その理

由は、一つには 国会に、池田総理の

ハースで進んだこと、もう一つには 総理

の熱意と誠意が理解されたことにある

ように。

(四) 請求権の件では、池田総理の説明に

これ、朴議長は 恩給のような個人請求権

は認められないと述べ、~~その真の意見は~~

~~教した。(と云ふ人、双方の数字に一致)~~

~~争ひ、戦後のインフレをどう考へるか~~

~~争ひの問題は残っている。~~

(i) 朴議長は <sup>た</sup>金の持ち出しの問題は

それにか、池田総理が、これは朝鮮

銀行の業務として 対価を拂ったもの

だと説明したら、それ以上何も述べな

かった。

(ii) 朴議長 <sup>が</sup>全体を管めていくら支拂

って出さざるのかと質問したのに対しては

池田総理上、) 請本権はもう少し、事情折  
外務省

衛する必要がある。また経済協力の方

は韓国の5年計画についてよく話し合

った上で決めねばならぬと答えた。

(亦) 池田総理より、無償援助<sup>方式</sup>はなるべく

避け、戦後の対日援助見返資金のよう

な方式を考えてみてはどうかと述べた。

(伊藤局長自身は否。対印用うる方式の方がよいので)  
は否かと思つてゐるがその事ではある。

これに対し、朴議長は、消費財はいら

ない、資本財がほしいと述べ、総理も

これに同感の意を表わし、消費財は自

国で作られたいらまらうと述べた。

2. 会議の今後の進め方について 伊藤局長

より次のような指示があった。

(1) 請求権委員会ほどんてん進めたい

国会に対する説明上、個人請求権以外

のものについても先方の説明を詳しく聞

き、国会に対しては、韓国側にもい

いふ言合がある、議論を重ねた

結局個人請求権だけを排うように

と説明できるようにする必要がある。

(2) 経済協力の問題については、総理の

東南アジア旅行中更に総理の構想を

詳しく聞いておく。12月13日までに

先方の国会をばいめたらよいと思う。

国会には、先方からも専門家を来日させた

上で、経済協力部の若も交えてやるの

がよいと思う。なるべく国会承認を

要しないような方式を考えるべきである。

(池田社合談の内容が韓国側内部に滲透するまで)

(1) 漁業その他の委員会も当分は今まで

とおり進めること。

(2) 今後のタイムテーブルとしては、年内安結

は無理と思われ、従って次の通常国会

には間に合わない。その次の国会ということ

にする。他方、合談が安結すれば、

直ちに国交を正常化し、その上で ~~交渉~~

経済協力を開始できるわけである。

秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

館長符號扱

極秘

電信写

本館の保蔵及びパブリシテイに付された

総券	34005~ 34035	号	昭利	36	年	11	月	14	日	22	時	00	分	秒
種	☆	第	2354	号	館長符號扱	主管	五	北						
大臣	宮崎													
政務官														
事務次官														
外務審議官														
官房長	情文局長													
在	末尾のとみ子 (3/公使受) 川島大臣臨時代理 大臣宛													
転	在 宛													
件名	池田総理、外務長会談要旨速報の件													
(以下別紙)														

往電合第2 / 65号に関し

朴正熙 (Park, Chung Hee) 議長は、1 / 1 / 日夕刻来日、1 / 2 日夜米国向け出発したが、1 / 2 日午前の池田総理、朴議長会談の概要次のとおり。(同会談の大部分は二人だけで行なわれたが、韓国側の希望により、外部には通訳が立ち会った旨説明した。)

(1) 請求権問題に関し、大体の枠をきめてほしいとの朴議長の希望に対し、総理より、請求権問題は、在韓日本財産を米側に帰属せしめた Vesting Decree の効力の発生時期や地域的範囲の問題、および、平和条約第4条に関するいわゆる「米日解釈」によるある種の相殺観念など種々複雑な問題があることを説明したところ、朴議長は、要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると答えた。そこで、総理より、個人の請求権については日本人並みに取扱うという原則をもつて、支払う用意があると述べ、結局、この線にそつて今後請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた。

(2) 次いで、経済協力の問題に関し、総理より、日本側が請求権として支払うものだけでは、いずれにせよ、韓国の経済復興には不十分と思われ、そこで日本としては無償援助は面白くないからこれを避け、長期低利の経済援

助を考慮しようと思つてゐるを述べた。これに対し、朴議長は、韓国としても、dignity の問題があるので無償援助は望まず、長期低利の経済援助で結構であると答えた。

(なお、日韓間に打合せた結果に基づき小坂大臣の記者団に対する説明振り、および、同日の朴議長の記者会見要旨については、一般情報第262号参照)

本電宛先 米、国連、カナダ、アルゼンティン、ブラジル、チリ、連合王国、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス、寿府代表、ベルリン、オーストリア、ソ連、ビルマ、セイロン、中華民国、インド、インドネシア、マラヤ、パキスタン、フィリピン、タイ、ヴィエトナム、香港、オーストラリア、アラブ連合、トルコ

極秘

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

36

31142

匝北

暗 ワシントン 11月20日2030発  
本 省 21日1114着

川島大臣臨時代理 西山臨時代理大使

ケネディ・社会談に関する件

第2839号

ケネディ・社会談の様相につき20日本官マ  
コノギ一次官補を往訪、聴取したるところ大要  
のとおり。

1. 本会談はもともと特定の問題を交渉するた  
てなく、意見の交換親善が目的であつたが朴  
は極めて实际的なものの考え方の人であると  
時、新らしい道徳観と国家に対する奉仕の  
神にあふれており、ケネディ大統領は多大の  
銘を受けた。彼は同時自尊心をもちて韓国  
自力でやらねばならぬことは積極的のやる意  
を表明し好感を与えた。

2. 日韓関係については池田総理が韓国側の困

# 秘密指定解除

外交記録・情報公開室

主管課長へ

本電主管、配布先等(前記第39号の2)に御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

極秘

な国内事情に充分理解ある態度をとられたとし、  
大いに印象をよくしていたと同時に、朴も日本  
の困難な国内事情を理解し、池田・社会談は大  
いに成功であつたとの印象を受けた。なおワシ  
ントンにおいては会談の詳細な点については何  
等ふれることなく、漁業問題についても日韓関  
係の全般的解決の一部として解決したいと述べ  
ていた程度である由。これに関連し、請求権問  
題は比較的少額で、まどますなどの新聞報道は  
韓国の世論を刺戟し有害であつたと付言した。

3. 北方からの直接侵略および<sup>浸</sup>透の脅威は5月  
以来減少している。
4. 南北統一については朴は現実的に考え、当面  
の問題としていない。
5. 経済援助については5カ年計画遂行のため米  
側より専門家を増派するが、必要な資金の調達  
に当つては米側が大部分供給するも他の諸国の  
援助も必要で、この点日本からの援助が当然期  
待されるところである。しかし米側の援助計画

極秘

# 秘密指定解除

外交記録・情報公開室

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等~~等~~御意見お号の3)  
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

の遂行に当つては間接的に他国からの援助と  
調節の要あるべきも米側の計画の形体として他  
国の援助を考へることなく、かりに日本との  
關係が生じてもそれは日本独自でやつてもら  
うことになる。

了

配布先

大臣、次官、官房長、亜、米、経、経  
協、条、国、情各局部長、亜審、米参、  
経次、経協参、国参、総、亜総、北、  
米北、経米カ、亜、経協政、経、条、  
国政、情道、審、資委